

実務キャッチアップ

会社分割を利用した企業再編に潜む
税理士のリスクとは？

「濫用的(詐害的)会社分割」に裁判所のチェックの目が光る

経営継続が困難になった顧問先を救う方法として、会社分割による企業再建が税理士の間でも注目されています。しかし、その実務を手掛ける際「税務・会計的に大丈夫か」「会社法の手続上は問題ないか」という視点にとどまってしまうと、事業再生が頓挫し、さらには税理士を含め後から責任を追及されるリスクがあります。今回は会社法務のエキスパートである山口雄弁護士が「会社分割を利用した企業再編の落とし穴」について解説します。

経営危機に陥った中小企業がその一部でも生き残って再建するための最後の手段として、近年、実務でしばしば利用されているのが、会社分割を入口とする、多段階の企業再編スキームです。会社分割は実務上、自社の優良な事業・部門等のみを債権者側で任意に切り出し、債権者の意向を(法律上は)ひとまず気にせずに事業再生への途を付けられる万能手段かのように理解されていることもあります。

このためか、税理士の中でも、視点が「税務・会計的に大丈夫か」「会社法の手続上は問題ないか」という点に限られ、「形式的に、税務・会計的に誤りのない会社法上の書類さえ整えて手続を履行し、とにかく登記の受理までこぎ着ければ、まず大丈夫だ」という発想になりがちの方も散見されるようです。しかし、そのような形式的理解で本当に大丈夫でしょうか。

近時、形式的には会社法上の書類を

整えて手続を無事に進めたはずだったものの、登記は形式が整っていれば表見上一応できてしまうため、その後、事後的に紛争が発生している例が目立って始めています。

蚊帳の外に置かれたまま手続を進められた債権者はもちろん、残った不採算事業・部門が結局は法的手続に入った段階で登場してくる裁判所や破産管財人等が、債権者を不当に害する資産の移動をもたらす「濫用的(詐害的)会社分割」がなかったかどうか厳しいチェックの目を向け始めており、案件に関与した専門家も責任を問われかねない状況が生じてきています。

10月末には東京高裁で濫用的
会社分割の取消等を認める判決が

最新の裁判例としては、東京高等裁判所で、詐害行為取消権に基づく会社分割の取消等を認めた東京地方裁判所の判決を維持し、控訴を棄却する旨の判決(東京高判平22.10.27)が出た旨が報じられています。地裁レベルで裁判例が出始めており、近い将来判例法理が形成されてくる可能性のある段階に達しつつあることは予想できましたが、予想通り、ついに高裁レベル(しかも東京高裁)で、濫用的(詐害的)会社分割の取消等を認める趣旨の判決が出たこととなります。

したがって、この状況を承知した上で、実質的にも適正な会社分割といえることを判断する必要があります。よく知らずに危険な手法で案件処理を行うと、最終的には、事業再生が頓挫することとどまらず、後から税理士自身が法的にまたは事実上で責任を追及されて

「濫用的(詐害的)会社分割」という概念の登場

●裁判例による指摘(東京地判平22.5.27)

「会社法施行後の近時の倒産実務において、債務超過にある株式会社(新設分割会社)が、新設分割によって不利益を受ける債権者らと十分協議した上、新設分割によって新設分割設立会社に対して優良資産や一部債務を承継させて会社再建を図るとともに、上記の協議に基づいてその対価の交付を受けた新設分割会社を清算するという会社再建手法が多く用いられている」

「他方で、債務超過にある株式会社(新設分割会社)が、新設分割によって不利益を受ける債権者をまったく無視して、一方的に、新設分割によって任意に選択した優良資産や一部債務を新設分割設立会社に承継させ、新設分割会社はその対価の交付を受けるものの、その対価等を考慮したとしても、新設分割によって承継されない新設分割会社の債務の債権者(新設分割会社の残存債権者)が害されるという事案も少なからず存することは当裁判所に顕著である」

しまうおそれも否定できないのです(訴訟リスク、対依頼者紛争リスク、レピュテーションリスク)。こうしたリスクは今後ますます高まる傾向にあるでしょう。(3面に関連記事)

動画をWebで公開中!

 <http://www.z-biznavi.com/>

山口雄(やまぐち・たけし)弁護士(東京弁護士会)
平成4年東京大学教養学部卒業、6年同大学院修士課程修了。新東京法律事務所、坂井・三村・相澤法律事務所(米国大手との外国法共同事業)勤務を経て、なのはな国際法律事務所を設立。取扱分野は会社法務(企業再編、国際取引法、株主総会、各種契約・規程)、訴訟・紛争解決、労働法(渉外案件含む)、コンプライアンス(不祥事調査、クレーム対応)、保険法、歯科医事法、広告法規等。近著に『広告表示規制法』青林書院(共著、平成21年)。



「企業再編による企業再建」の最新事例・情報を解説!



「弁護士の視点から見る
会社分割を利用した
企業再編の落とし穴」

講師: 山口 雄氏
(なのはな国際法律事務所 弁護士)

仕様: DVD1枚(90分)+添付資料
価格: 12,600円(税込)

今がチャンス!
事業再生を
会計事務所ビジネスに!

事業再生
シリーズ
4部作

大好評
発売中!